

案

令和7年岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、令和7年岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査業務（以下「委託業務」という。）を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の定めた別記仕様書により、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として委託料〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇円）を支払う。

2 委託期間は、契約締結の日から令和7年3月28日までとする。

3 契約保証金は、金〇〇円とする。

（指示）

第2条 甲は、乙に対して、委託事業の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要と認めるものについては、甲の指示を受けるものとする。

（業務担当者の通知）

第3条 甲は、委託業務を総括して担当する者を定め、部署、役職、氏名等を速やかに乙に通知するものとする。

2 乙は、委託業務を総括して担当する者を定め、部署、役職、氏名等を速やかに甲に通知するものとする。

（委託業務内容の変更等）

第4条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料及び委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の帰属）

第5条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

（完了確認及び検査）

第6条 乙は、委託業務を完了したときは、業務完了報告書（様式第1号）に成果報告帳票等を添えて甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による業務完了報告書等の提出を受けたときは、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、業務完了報告書等を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

3 甲は、前項の規定による検査により、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

4 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。

(委託料の請求等)

第7条 乙は、委託業務の完了確認を受けた後、委託料請求書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第8条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。

(履行延滞違約金)

第9条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、委託期間内に契約目的物を納入できない場合は、違約金として、延滞日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した金額を甲に支払うものとする。

(履行の追完)

第10条 甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第6条第3項の規定による甲の指示に従わなかったとき

(2) その他この契約に違反したとき

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託事業の実施を継続する必要がなくなった場合

(2) 乙が委託事業を実施することができなくなった場合

(3) その責めに帰すべき事由により委託期間内又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務が完了する見込みがないと明らかに認められた場合

(4) 不正の手段により委託料の支払を受けた場合

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約等に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

（契約保証金の帰属）

第13条 前2条の規程により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

（履行期限の延長）

第14条 乙は、天災地変その他自然的又は人為的な事象であつて、甲、乙いずれもその責めに帰することができない不可抗力の事由により、履行期限までに委託業務を完了できないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の場合、その事由がやむを得ないと認められるときは履行期限を延長することができる。この場合において、その延長日数は、甲、乙協議して定めるものとする。

（委託料の返還）

第15条 乙は、第11条及び第12条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

（違約金）

第16条 乙は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に

応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した違約金を甲に納付するものとする。

(契約解除に伴う特例)

第 17 条 第 11 条及び第 12 条の規定により、この契約が解除された場合において委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認の上、相当と認める金額を支払い、成果報告帳票等の引渡しを受けることができる。

(再委託の禁止等)

第 18 条 乙は、委託業務の実施を自ら行うものとし、再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定による再委託の承認を受けたときは、当該再委託の相手方に対し、次条の規定に準じた秘密の保持に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 再委託の相手方の行為は、乙の行為とみなす。

(秘密の保持)

第 19 条 乙の代表者又はその代理人、使用人その他の従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後においてもその効力を有する。

(著作権及び所有権の帰属等)

第 20 条 委託業務の実施のため甲が乙に提供した入力資料及び委託業務の実施により提出された成果報告帳票等並びに委託業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を成すデータ（以下「データ等」という。）に関する一切の権利は、甲に帰属する。

(作業場所の特定)

第 21 条 乙は、個人情報を取り扱う場所を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(データ等の管理)

第 22 条 乙は、データ等の外部への漏えい、滅失、き損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講じるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理に当たらなければならない。

- 2 甲は、乙に対して、前項に係る乙の講じた措置について報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

(目的外使用等の禁止)

第 23 条 乙は、委託業務に係るデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 24 条 乙は、第 2 条第 1 項の規定による甲の指示によるものを除き、委託業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならない。

(データ等の運搬)

第 25 条 委託業務に係る情報等の運搬は、全て乙の責任で行うものとし、その経費は乙の

負担とする。

(データ等の廃棄)

第 26 条 乙は、委託業務完了後において、データ等の廃棄を行う場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとし、廃棄に当たっては、抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分しなければならない。

(不当介入に対する措置)

第 27 条 乙は、乙又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(補則)

第 28 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県

代表者 岩手県知事 達増 拓也 印

乙 住 所

名 称

代表者氏名 印

(様式第1号)

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

名 称

代表者氏名

印

業 務 完 了 報 告 書

令和7年岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査業務について、契約に従い、業務を完了したので報告します。

記

1 委託期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 実施成果

別添のとおり

(様式第2号)

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

名 称

代表者氏名

印

委 託 料 請 求 書

令和7年岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査業務の委託料を次のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 委託料の額 円

3 委託料振込先金融機関名及び口座番号

銀行 店

預金 口座番号：